ふるさと農道緊急整備事業

県 事業主体 市町村 所管課班 (県営のみ) (県営のみ) 地域計画班

農村環境整備班

趣 旨

農道整備事業は,農村地域において農業生産の近代化や農産物の流通の合理化を図り,併せて 農村改善に資する事業として推進している。しかしながら、農村地域は過疎化、高齢化が特に進 展しており、その活性化を図るためには、農業の振興と定住条件の整備を図ることが急務となっ ている。このため、農道整備事業と地方単独事業を効果的に推進していく「ふるさと農道緊急整 備事業」を創設し、農道整備の一層の促進を図るものである。

事業内容

ふるさと農道緊急整備事業	事 業 内 容	備考
1)農道整備事業と組み合わせ実施する地方単独事業	・農道整備事業として採択され た路線の一部を地方単独事業 で実施(促進型)	
	・農道整備事業に併設または, 合併して実施する地方単独事 業(合併型)	・併設または合併する 事業とは,歩道,幅 員の拡幅等
2)単独で実施する地方単独 事業	・農道整備を地方単独事業とし て実施	

採択要件

- ① 集落間または集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等とを結ぶ等,農村地域の定住環境 の改善に資する農道の新設・改良。
- ② 地方公共団体が実施し、管理することとなる農道。
- ③ 県営事業にあっては次の項目に該当するもの
 - ア)農道の新設・改良
 - 受益面積 50ha以上
 - 車道幅員 4.0m以上
 - 延 長 1,000m以上(離島,振興山村,過疎地域にあっては800m以上)
 - イ) 橋
 - 受益面積 50ha以上
 - 車道幅員 4.0m以上
 - 延 長 50m以上
 - ウ)組合せ施行については、上記にかかわらず実施できる
- ④ 市町村営事業にあっては次の項目に該当するもの
 - ア) 農道の新設・改良(舗装のみを含む) または橋梁等特殊構造物
 - 受益面積 おおかね10ha以上

事業主体,事業計画等

- ・事 業 主 体 県, 市町村
- ・事業計画 事業主体が「ふるさと農道緊急整備計画」を策定
- · 事業実施期間 平成20年度~平成24年度の5年間

負担割合	区	分	国	県	市町村	その他	備	考
	県営ふるさと農道緊急整備事業			80	20	-	うち起債90%	
	市町村営 "		-	_	100	-	"	